令和７年度　前橋市合併処理浄化槽設置整備費補助事業の手引き

【補助事業の概要】

公共下水道等の整備予定のない区域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去等し、自己が居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対し、浄化槽設置工事費の一部を補助する事業です。

１　補助対象区域

公共下水道、農業集落排水処理施設、住宅団地排水処理施設による処理が具体化されていない区域。
ただし、下水道事業計画区域のうち、一部補助の対象となる箇所もあります。
※対象となる区域が複雑なため、事前に下水道整備課へお問い合わせください。

２　受付期間

前期：令和７年４月１日（火）から 令和７年９月３０日（火）まで
後期：令和７年１０月１日（水）から 令和８年１月３０日（金）まで
（前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。）
前期、後期の予算額及び申請状況等は、ホームページでご確認いただけます。
前橋市ホームページー申請書ダウンロードー下水道整備課のページをご覧ください。

３　実績報告書提出期限

単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した日から３０日以内又は
令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日まで

４　申請方法

① 申請書類は、ホームページでダウンロードできます。また、下水道整備課窓口で配布しています。
② 申請書類は、合併処理浄化槽の設置工事着工前に下水道整備課窓口へ提出してください。
交付の決定が通知されてから着工することが前提となります。郵送等による提出は受付できません。

５　交付金額（下記のとおり予算の範囲内で補助します。）

＜建替・増築の場合＞

	処理対象人員	補助額
交付金額	5　人槽	150,000　円
	7　人槽	170,000　円
	10　人槽	200,000　円

この補助事業では、建築確認又は都市計画区域外において、新築又は10 ㎡を超える建築を伴う浄化槽設置工事を「建替・増築の場合」と定めます。

＜転換の場合＞

	処理対象人員	補助額	宅内配管費	合計
交付金額	5　人槽	420,000　円	200,000　円	620,000　円
	7　人槽	460,000　円	200,000　円	660,000　円
	10　人槽	550,000　円	200,000　円	750,000　円

補助金申請受付・問い合わせ先

前橋市水道局　下水道整備課

〒371-0035 前橋市岩神町三丁目１３番１５号
電　話　027-898-3074、027-898-3075（直通）
ＦＡＸ　027-237-1227

手続きの流れ

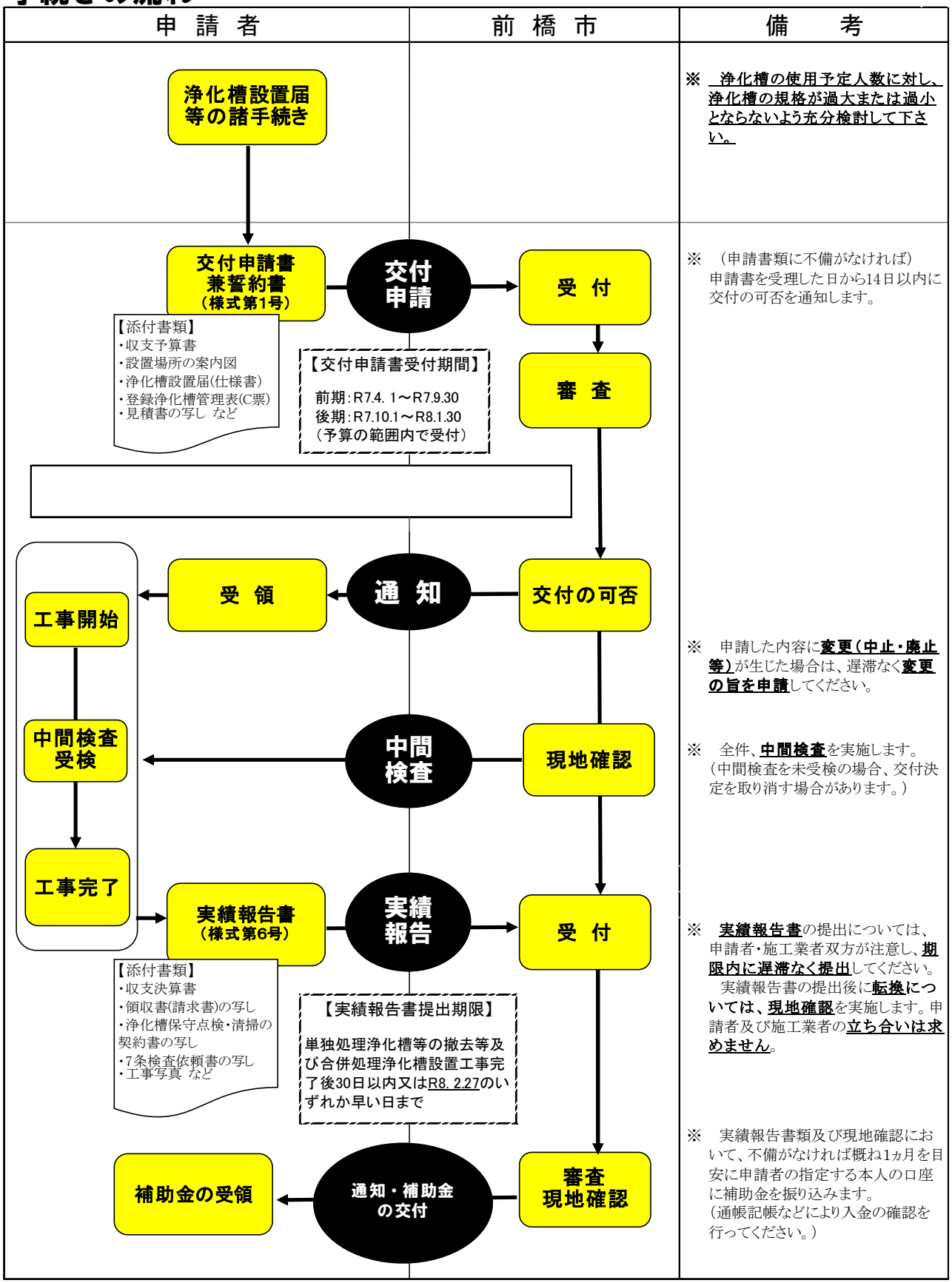
申請者
前橋市
備考
浄化槽設置届等の諸手続き
※ 浄化槽の使用予定人数に対し、浄化槽の規格が過大または過小とならないよう充分検討して下さい。
交付申請書兼誓約書（様式第1号）
交付申請
受付
審査
【添付書類】
・収支予算書
・設置場所の案内図
・浄化槽設置届(仕様書)
・登録浄化槽管理表(C票)
・見積書の写し など
【交付申請書受付期間】
前期：R7.4. 1～R7.9.30
後期：R7.10.1～R8.1.30
（予算の範囲内で受付）
※ （申請書類に不備がなければ）申請書を受理した日から14日以内に交付の可否を通知します。
交付の可否
通知
受領
工事開始
※ 申請した内容に変更（中止・廃止等）が生じた場合は、遅滞なく変更の旨を申請してください。
現地確認
中間検査
中間検査受検
※ 全件、中間検査を実施します。（中間検査を未受検の場合、交付決定を取り消す場合があります。）
工事完了
実績報告書（様式第6号）
実績報告
受付
※ 実績報告書の提出については、申請者・施工業者双方が注意し、期限内に遅滞なく提出してください。
実績報告書の提出後に転換については、現地確認を実施します。申請者及び施工業者の立ち合いは求めません。
【添付書類】
・収支決算書
・領収書(請求書)の写し
・浄化槽保守点検・清掃の契約書の写し
・7条検査依頼書の写し
・工事写真 など
【実績報告書提出期限】
単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事完了後30日以内又はR8. 2.27のいずれか早い日まで
※ 実績報告書類及び現地確認において、不備がなければ概ね1ヵ月を目安に申請者の指定する本人の口座に補助金を振り込みます。（通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）
審査
現地確認
通知・補助金の交付
補助金の受領

１　補助対象について

（１）対象となる方

補助対象区域内において、申請者が既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下、「単独処理浄化槽等」という。）を撤去又は雨水貯留槽へ改造（以下、「撤去等」という。）し、自己が居住するための専用住宅又は居住用部分が２分の１以上を占める小規模店舗併用住宅に、（３）の合併処理浄化槽を設置するため、**合併処理浄化槽設置工事着工前に補助申請を行い、交付決定に基づき設置した個人**。

※住宅及び合併処理浄化槽が、法人名義の場合は補助の対象となりません。

※既設単独処理浄化槽が必要な確認申請又は浄化槽設置届の手続きを行わずに設置されていた場合は補助の対象となりません。

※単独処理浄化槽等の撤去等は適正に行われなければなりません。

（２）対象とならない方

①貸家または販売を目的とした専用住宅に合併処理浄化槽を設置する方。

②別荘など一時的に使用する専用住宅に設置し、合併処理浄化槽を継続的に使用すると認められない方。

③市（区町村）税に滞納のある方。

④共有名義の専用住宅の居住者（所有者の一人）で他の所有者の承諾が得られない方。

⑤合併処理浄化槽設置完了後１年以内に使用を開始できない方。

⑥公共事業（区画整理事業や道路の拡幅等）に係る浄化槽等の補償を受けられる方。

（３）補助の対象となる合併処理浄化槽

高度処理型かつ環境配慮型の**１０人槽以下**の合併処理浄化槽で社団法人群馬県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度より保証登録されたもの。（本手引き７ページ参照）

（４）対象経費

合併処理浄化槽設置工事（合併処理浄化槽購入費及び設置工事費）

- 合併処理浄化槽の設置には、浄化槽設置届が必要です。
- 設置工事は、浄化槽設備士の監督の下で行われた工事でなくてはなりません。
- 設置工事は、浄化槽法および共同省令等、関係法令を遵守して行ってください。
- 宅内配管費の交付を受ける場合は、浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費を含む。

（５）交付金額

対象経費（合併処理浄化槽購入費及び設置工事費）が補助額を下回る場合は対象経費（千円未満切捨て）が交付金額になります。

なお、「建替・増築の場合」とは、合併処理浄化槽の算定基準となる専用住宅の、確認申請を要する建築に伴って合併処理浄化槽の設置工事を行うこと、又は都市計画区域外において、新築又は延べ床面積が１０㎡を超える建築（増築、改築又は移転）に伴って合併処理浄化槽の設置工事を行うことをいいます。

２　補助金手続き方法

（１）交付申請について

下記の書類（１部）を下水道整備課窓口まで提出してください。　※郵送等による書類提出は不可

前期：令和７年４月１日（火）から 令和７年９月３０日（火）まで

後期：令和７年１０月１日（水）から 令和８年１月３０日（金）まで

（**前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。**）

【 交付申請に必要な書類】

交付申請書兼誓約書（様式第１号）

添付書類
①**収支予算書**（様式第２号）

②**設置場所案内図**（縮尺 1/2,500～1/20,000 程度のもの）

③審査期間を経過した**浄化槽設置届書の写し**
　または、**建築確認通知書（建築確認済証、浄化槽仕様書）の写し**

④合併処理浄化槽設置整備事業に係る**合併処理浄化槽登録証の写し**
　登録浄化槽管理票（Ｃ票）
　小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく**保証登録証（市町村用）**

⑤**ブロワ仕様書**
（設置するブロワの型式および消費電力が確認出来るもの）

⑥敷地内のすべての**建物と単独処理浄化槽等の配置図**及び**排水配管図（施工前の現況図　宅内配管費の交付を受ける場合）**

⑦敷地内のすべての**建物と合併処理浄化槽の配置図**及び**排水配管図**並びに**すべての階の平面図**

⑧合併処理浄化槽購入費及び設置工事費の**見積書**
（「工事一式」ではなく「土工事」「コンクリート工事」「ブロワ配管工事」等詳細に記載のこと）
（宅内配管費の交付を受ける場合も「材料購入費」「排水マス設置」等詳細に記載すること）

⑨工事を行う者の**浄化槽設備士免状の写し**
（昭和６２年以前の浄化槽設備士有資格者は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の受講修了書の写しも添付）

⑩**市（区町村）税に滞納がないことを示す証明書**（完納証明）
※申請者が市内在住の場合　→前橋市長が発行する「納税証明書（未納税額のない証明）」を添付
※申請者が市外在住等の場合→住所地等の市町村長が発行した同様の証明書を添付
（同様の証明書を発行していない市区町村については、令和６年度の住民税納税証明書を添付）

⑪合併処理浄化槽設置整備費補助金申請に伴う**誓約書**

⑫**単独処理浄化槽等の既設状況が確認できる写真**（本手引き８ページ参照）

単独処理浄化槽等の状況に応じて⑬～⑮のうち該当するもの
⑬**浄化槽使用廃止届出書の写し**

⑭単独処理浄化槽等の撤去後の状況、撤去物が確認できる写真（本手引き８ページ参照）

⑮処分等の状況が確認できる写真等（本手引き８ページ参照）

⑯単独処理浄化槽等を**雨水貯留槽に改造したことが確認できる写真（浄化槽内清掃、消毒作業、雨水流入管施工状況、水中ポンプ（簡易ポンプ不可）設置、貯留槽完成状況）**

⑰その他公営企業管理者が必要と認める書類
（例）
・住宅等が共有名義の場合は、共有者全ての「**承諾書**」
・申請を業者に代行させる場合は、「**委任状**」
・既成底版コンクリート（プレキャスト）を使用する場合は、「**製品配筋図**」等

※提出された書類を審査後に補助金交付の可否が決定されます。ご注意ください。

（２）申請内容に変更が生じた場合

申請内容を変更したい場合は、必ず事前に相談の上、変更等承認申請書（様式第４号）に、変更内容を示す書類を添付し申請してください。（**工事着工前に申請し、承認の決定を必ず受けてください。**）

【変更内容の例】

①浄化槽の機種の変更　②事業費の変更　③住宅の種類等の変更　④浄化槽設備士等の変更
⑤浄化槽設置工事の中止又は廃止（補助申請の取下げを含みます。）　⑥その他（ブロワの変更等）

（３）中間検査について

全ての申請について中間検査を行いますので、ゆとりを持ってご予約ください。

【中間検査予約連絡先】下水道整備課　ＴＥＬ：０２７－８９８－３０７４（直通）

※日程によっては調整させていただく場合があります。

※中間検査を受検しなかった場合は**補助金の交付決定を取り消す**場合があります。ご注意ください。

【 中間検査の内容について】

底盤コンクリート打設前で、以下の全てが揃った状態で現地確認を行います。
①浄化槽本体が現地に搬入されていること
②掘削・地業後に、捨てコンクリートを打設し、適正な養生を行っていること
③型枠を設置し、スペーサー等を用い、適正な位置（高さ）に配筋を行っていること
※単独処理浄化槽等の処分方法や収集運搬業者、処分業者を聞取りします。※既成底板コンリクート使用の場合は、PC 板と浄化槽設置後、水張りし水平を確認した状態で行います。

（４）実績報告及び現地確認について

下記の書類（１部）を下水道整備課窓口に提出してください。
書類の受付後、**転換については現地確認**を行います。
※施工業者、申請者の立ち合いは求めません。
提出期限　単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事が完了した日から３０日以内又は令和８年２月２７日（金）のいずれか早い日まで

【 実績報告に必要な書類】

実績報告書（様式第６号）　※維持管理の誓約書も兼ねています

添付書類
①**収支決算書**（様式第７号）

②合併処理浄化槽購入費及び設置工事費の**領収書**又は請求書の写し
（宅内配管費の交付を受ける場合は、浄化槽への流入管、ますの設置及び敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費を含む）
③**浄化槽保守点検及び浄化槽清掃の業務委託契約書**の写し
（契約書に浄化槽の法定検査（法第11条）手数料が記載されているもの）

※日付が記入されており、工事内容の内訳が確認できるもの

④**浄化槽法定検査申込書**（７条検査）の写し又はこれに準ずる書類　※検査手数料振込後のもの

⑤敷地内のすべての**建物と設置した合併処理浄化槽の配置図**及び**排水配管図**
（**施工後の図面　宅内配管費の交付を受ける場合**）

⑥別に定める**設置工事施工管理確認書**（市の書式：浄化槽設備士が確認し証明したもの）

⑦**施工状況を証する写真**（本手引き9～11ページ参照）

交付申請時に提出できなかった場合は単独処理浄化槽等の状況に応じて⑧～⑩のうち該当するもの

⑧浄化槽使用廃止届出書の写し

⑨単独処理浄化槽等の**撤去後の状況、撤去物が確認出来る写真**（本手引き８ページ参照）

⑩処分等の状況が確認できる写真等（本手引き８ページ参照）

⑪単独処理浄化槽等を**雨水貯留槽に改造したことが確認できる写真**

⑫その他公営企業管理者が必要と認める書類

（例）

・既成底版コンクリート（プレキャスト）を使用した場合は、出荷証明書又は納品書等

【 補助金の請求に必要な書類 】

補助金交付請求書（様式第９号）

添付書類

①**通帳の写し**（口座番号及び口座名義カナが確認できる部分の写し）

（５）写真の撮り方等について

写真は、申請者名、施工業者名、作業工程及び内容などを記載した看板と共に撮影してください。また、看板は、数値などが読み取れる様に文字をはっきりと記入してください。各写真の構図等は本手引き 8～11 ページのとおりです。撮り忘れの無いよう十分に注意して撮影してください。

写真が不鮮明であった場合には、現地にて再度の撮影をお願いすることがあります。

写真に不足がある場合には、**補助金の交付決定を取り消す**場合があります。

（６）その他注意事項

押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。なお、押印を省略した場合に記載内容を訂正する場合は、原則出し直してください。押印をした書類を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消しその上に印鑑を押印してください。

※補助金交付請求書（様式第９号）の交付額部分に訂正があるものは受理できません。再度新しい用紙を作成してください。

３　補助金の交付決定がされても交付取消となる場合

※既に補助金が交付されている場合は返還していただきます。

⑴ 虚偽記載、その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

⑵ 補助金を他の用途に使用したとき。

⑶ 合併処理浄化槽の維持管理及び使用を適正に行わなかったとき又は行わない恐れのあるとき。

⑷ 要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

【補助の対象となる合併処理浄化槽】

高度処理型かつ環境配慮型の**１０人槽以下**の合併処理浄化槽で社団法人群馬県浄化槽協会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度より保証登録されたもの。

【高度処理型の要件】

放流水の総窒素濃度２０㎎／ℓ 以下又は総燐濃度１㎎／ℓ以下の機能を有するもの、又はＢＯＤ除去率９７パーセント以上、放流水のＢＯＤ５㎎／ℓ （日間平均値）以下の機能を有するもの。

【環境配慮型の要件】

以下の消費電力基準

消費電力基準

（単位W/h）

人槽〔人〕	通常型	BOD10mg/ℓ以下	りん除去型
5	39	53	83
7	55	75	90
10	75	102	157

浄化槽の人槽算定は日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302_2000）」（２に定めるただし書きを含む）に基づき決定されます。浄化槽の使用予定人数に対し、浄化槽の規格が過大または過小とならないよう充分検討してください。

令和７年度　前橋市合併処理浄化槽設置整備費補助事業

写真は、申請者名、施工業者名、作業工程及び内容などを記載した看板と共に撮影して下さい。また、撮り忘れの無いよう十分に注意して撮影して下さい。
写真に不足がある場合や中間検査の未受検があった場合には、**補助金の交付決定を取り消す**場合があります。

【 交付申請時に必要な写真の撮り方等について】

「単独浄化槽等の既設状況が確認出来る写真」

・既設の状況がわかり、建物など周辺の状況がわかる写真を撮影する。

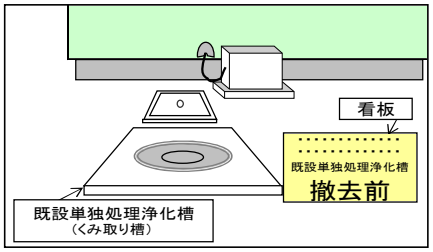

「配管工事施工部分の既設状況が確認出来る写真」

・配管工事施工場所の状況がわかる写真を撮影する
<u>※宅内配管費の交付を受ける場合</u>

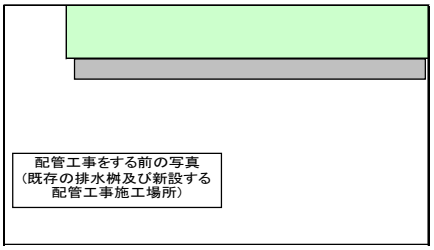

【単独処理浄化槽等の撤去等が完了している場合は以下の写真も交付申請時に必要です】

※交付申請後に単独処理浄化槽等の撤去等を行う場合は実績報告時に提出して下さい。

「単独処理浄化槽等の撤去後・処分等の状況、撤去物が確認できる写真」

（1）掘り起こし後の現地掘削状況の写真

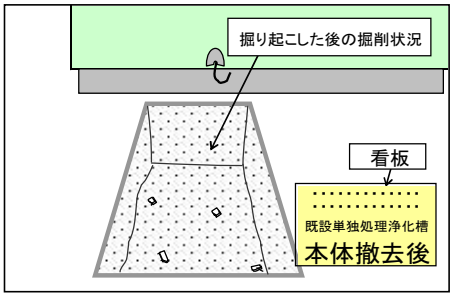

・単独処理浄化槽、くみ取り槽を全て撤去した後の掘削状況がわかる写真を撮影する。

（2）掘り起こした撤去物(単独処理浄化槽やくみ取り槽等のコンクリート殻）の写真

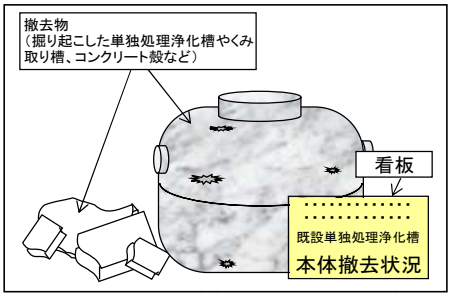

・撤去した単独処理浄化槽、くみ取り槽の本体、コンクリート殻等がわかる写真を撮影する。

（3）撤去物搬出状況を示す写真①

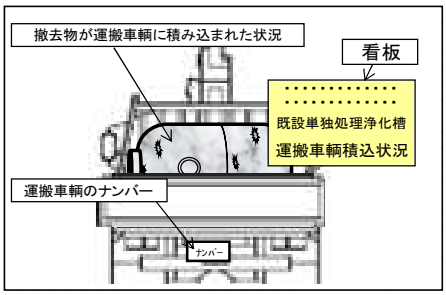

・撤去物が産業廃棄物収集・運搬業者の運搬車輌に積み込まれた状況を、車輌の登録ナンバーとともに撮影する。

（4）撤去物搬出状況を示す写真②

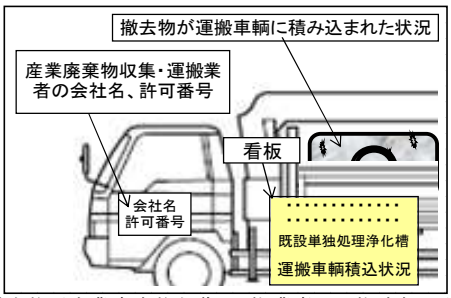

・撤去物が産業廃棄物収集・運搬業者の運搬車輌に積み込まれた状況を、運搬車輌に記載されている表示(会社名及び許可番号)とともに撮影する。

「単独処理浄化槽等を雨水貯留槽に改造したことが確認できる写真」

・雨水が集水され、単独処理浄化槽等に流入していることが確認できる写真（施工状況及び完成）を撮影する。

【 施工状況を証する写真の撮り方等について】

1. 浄化槽設備士（国家資格）が実地にて監督していることを証する写真

① 浄化槽の設置予定地で撮影する。
② 浄化槽設備士が正面向きで、顔がはっきりわかるもの。
③ 標識看板（下記※）を掲げて撮影する。
④ 工事を行う場所の周辺の状況が入るように撮す。

※標識看板（浄化槽工事業者登録（届出済）票）

建設省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号・9号による

35cm以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事（登　）第　号
登録年月日	
浄化槽整備士の氏名	

25cm以上

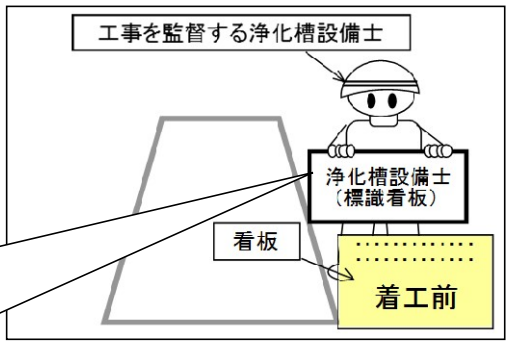

2. 設置前の本体写真

① 設置する合併処理浄化槽の型式がわかる写真を撮す。

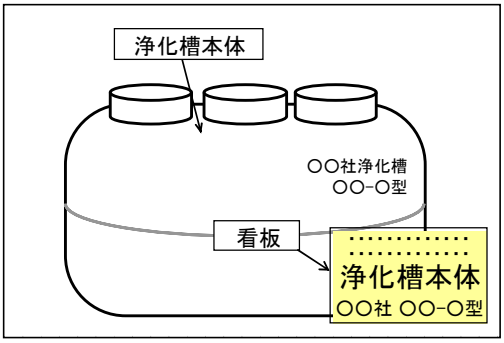

3. 基礎工事の状況を示す写真

① 栗石地業等の状況・厚みがわかるように撮影する。

※GLからの深さのみ看板に記載する場合は、掘削完了時の深さを確認できる写真を添付し、深さの差で厚みを確認できる様にすること

※ユニット（工場生産品）浄化槽の標準的な基礎等の厚さ

処理対象人員		10人以下
切込み砕石		100㎜以上
捨てコンクリート		50㎜以上
底　盤コンクリート	ｺﾝｸﾘｰﾄ	150（100）㎜以上
	配　筋	D10－@200㎜

※Dは異型鉄筋、@は鉄筋中心間隔を示す。

看板には地業の厚み等が読み取れる様、数値等をはっきり記入してください。

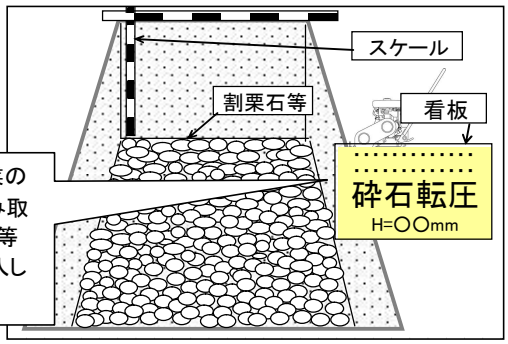

車輌が乗り入れ可能な場所に浄化槽を設置する際には、支柱工事等必要な措置を行うこと。

4. 捨てコンクリート打設の状況を示す写真

① 捨てｺﾝｸﾘｰﾄを打設し、十分に養生を行った後の状況を撮影する。
② 深さがわかるようスケールを入れて撮影する。

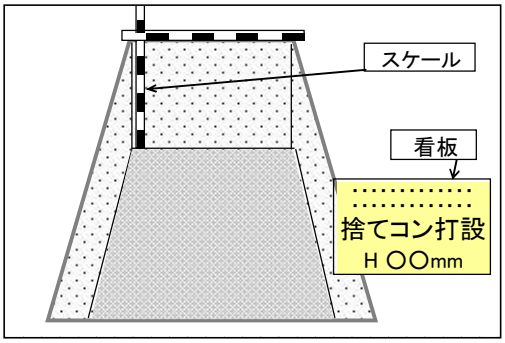

5. 底盤配筋の状況を示す写真

① 鉄筋が入っている状況がわかる写真を撮る。
② 鉄筋の升目（縦・横）がわかるｽｹｰﾙと共に撮る。

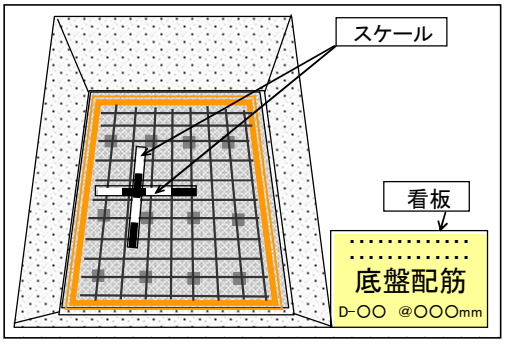

【中間検査を受検して下さい】
以下の全てが揃った状態で中間の現地確認を行います。
ベースコンクリート打設前で、
①浄化槽本体が現地に搬入されていること。
②掘削・地業後に、捨てコンクリートを打設し、適正な養生を行っていること。
③型枠を設置し、スペーサー等を用い、適正な位置（高さ）に配筋を行っていること。
※単独処理浄化槽等の処分方法や収集運搬業者及び処分業者を聞き取りします。※既成底板コンクリート（＝PC板）使用の場合は、PC板と浄化槽設置後、水張りし水平確認した状態で行います。
【検査予約連絡先】下水道整備課　TEL：027-898-3074（直通）
※ゆとりを持ってご予約ください。

6. 底盤コンクリート養生後の写真（<u>全体、アップの２枚必要</u>）

① コンクリートの養生を確認するため、型枠を外した後、底盤コンクリートの寸法（縦・横・厚さ）がわかるスケールとともに撮る。

※厚さがはっきりわかるように右図のようなアップも撮影すること

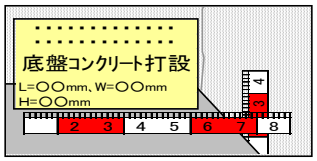

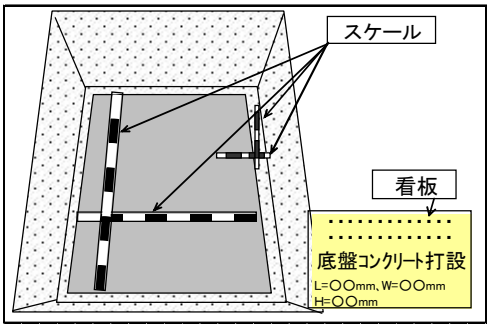

<u>プレキャスト板使用の場合（全体、アップの２枚必要）</u>

① 底盤コンクリートの寸法（縦・横・厚さ）がわかるスケールとともに撮る。

<u>※プレキャスト板の側面に記載されている寸法の写真を撮影する</u>

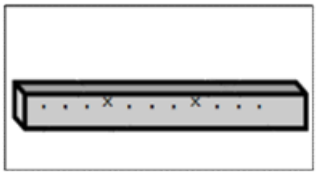

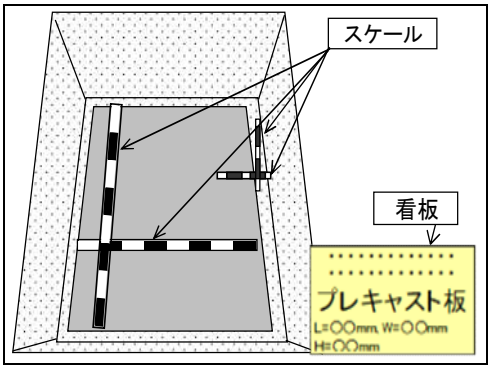

7. 浄化槽据付・埋め戻し工事の状況を示す写真

① 水張りを行い、本体の水平を確認しつつ本体据付の作業を行っていることがわかる写真を撮る。
<u>水準器の使用が確認できる</u>ように撮影すること。

② 山砂など（石が全く混入していない良質の砂質土）を用いて埋め戻しを行うこと。

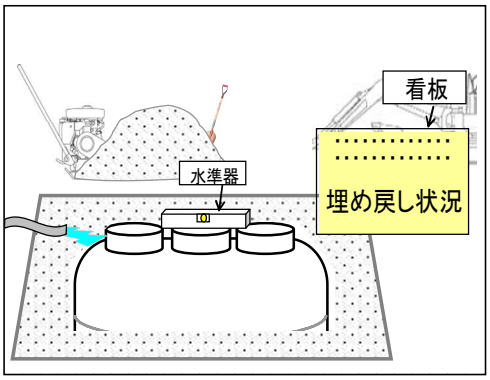

8. スラブの配筋状況を示す写真

① 鉄筋が入っている状況がわかる写真を撮る。
② スケールを用い、鉄筋の升目（縦・横）がわかる写真を撮る。

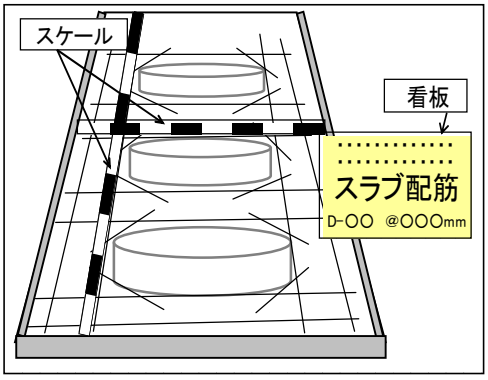

9. 嵩上げの状況を示す写真（<u>上部スラブの打設後に撮影</u>）

① 嵩上げに用いたマンホールカラーの高さがわかる写真を撮る。
② <u>嵩上げは300mm以内</u>とすること。
③ 嵩上げのない場合でも蓋を開けて撮影すること。

※ スケールを当てた位置（目盛りの0から嵩上げの高さまで）が識別できるよう撮影すること。

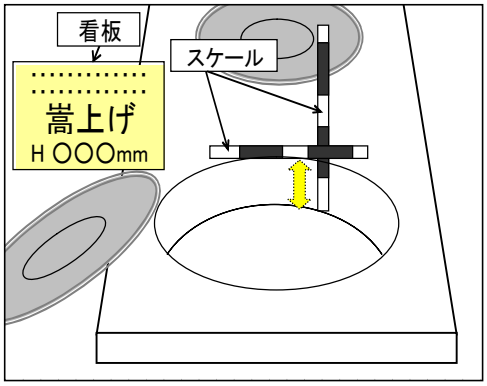

10. 設置工事完成写真

① コンクリートスラブが打たれていることがわかる写真を撮る。
② 浄化槽本体の上部及び周辺の状況を示す写真を撮影する。

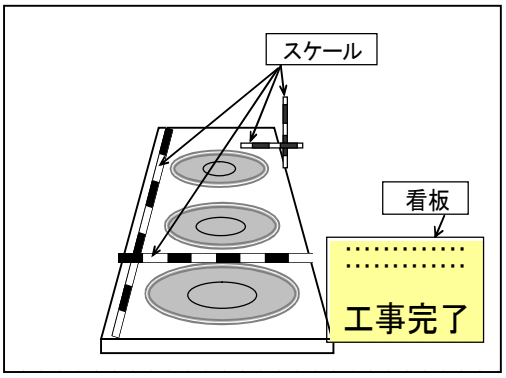

11. ブロワ設置写真

① 設置したブロワの型式がわかるよう看板に記載する。
② 浄化槽本体の上部、ブロワ及び周辺の状況を示す写真を撮影する。

設置の際に申請時に申し出たブロワと同一であるか確認した上で、**ブロワの型式**を看板に記入してください。

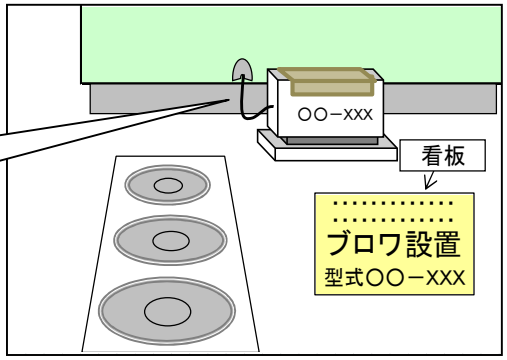

【 宅内配管費補助の写真について】

12. 宅地内に埋設する排水管、排水桝の設置写真

① 排水管、排水桝の設置した写真を撮る。
（埋戻し前の状態）

※ 起点から順番に最終放流先までの写真
（全ての排水管、排水桝が確認できること）

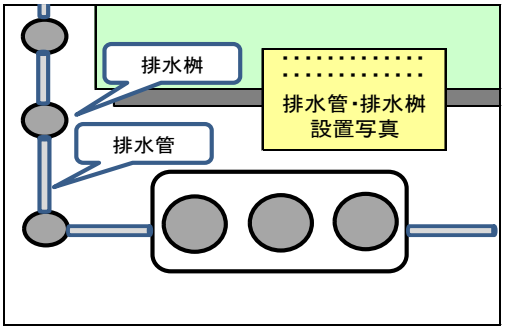

13. 排水管、排水桝埋設後の写真

① 埋設後の写真を撮る。

※ 起点から順番に最終放流先までの写真
（全ての排水桝が確認できること）

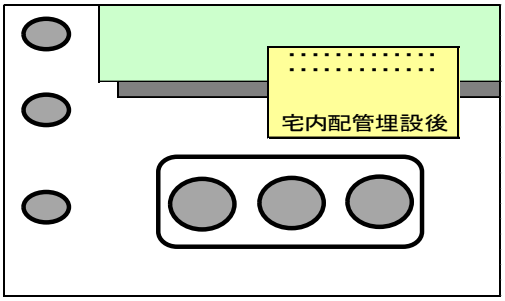

14. 放流先への接続状況が確認できる写真

① 浸透マスへの放流の場合は浸透マスと排水管の接続状況が確認できる写真を撮る。

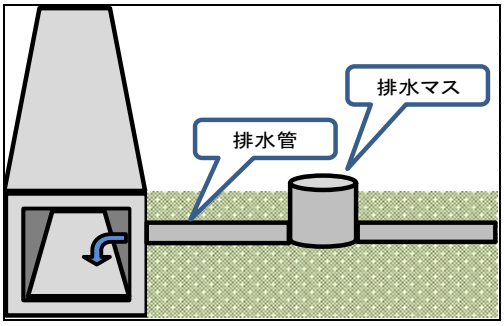

《実績報告書提出期限》

単独処理浄化槽等の撤去等及び合併処理浄化槽設置工事完了後30日以内
または令和8年2月27日のいずれか早い日まで